

茨城県農林振興公社
運営の基本方向

(2026-2029)

令和8年4月

公益社団法人 茨城県農林振興公社

目 次

【策定の趣旨】	1
【取組の方向】	1
第1項 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の推進	2
第2項 新規就農者の確保・育成と儲かる経営体育成	4
第3項 主要農作物等種子の安定供給と生産振興	6
第4項 儲かる園芸産地の育成	8
第5項 森林の整備・保全と自然観察施設の管理	10
第6項 健全な公社経営	11
【収支予算計画】	12

【策定の趣旨】

当社は、茨城県における農林業施策の遂行に必要な事業を実施する既存の 3 法人を、県の指導のもと 2014 年 4 月に統合し設立した公益社団法人である。

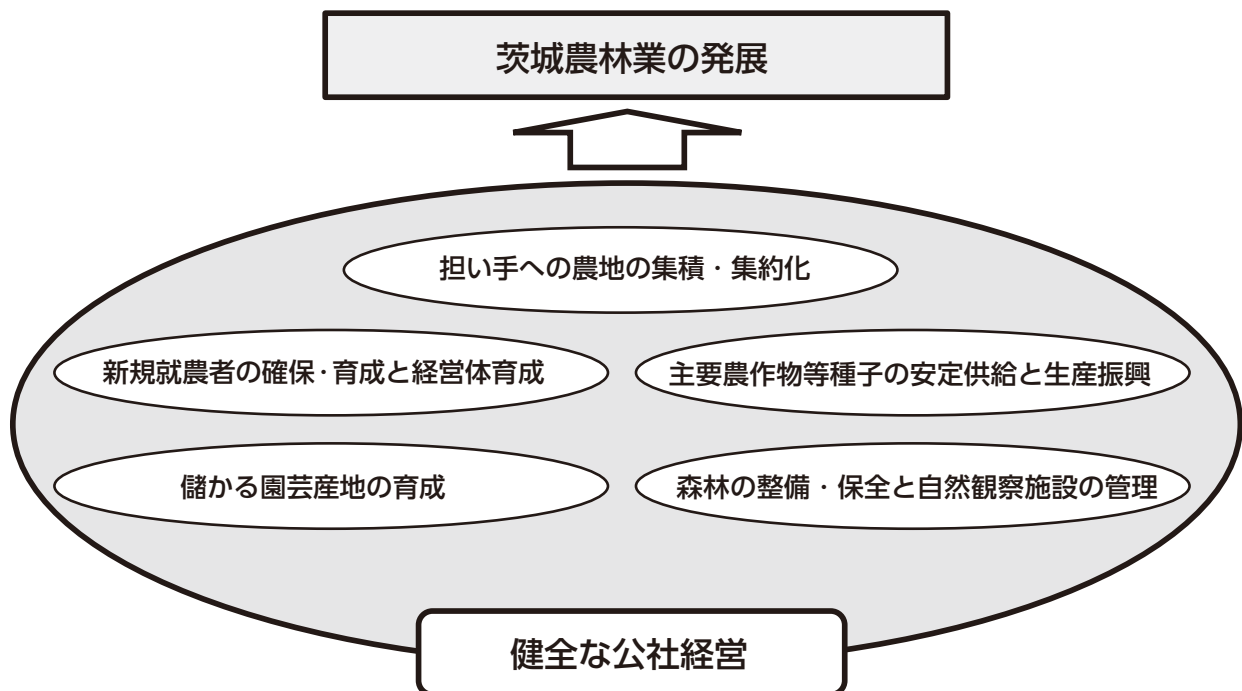
以降、従前の各法人の有していた機能のほぼ全てを継承し、新型コロナウイルス感染症の蔓延や人口減少に伴う深刻な人手不足など社会情勢の変化にも対応しつつ、効率的、計画的な事業展開により健全経営に努めてきた。

このたび、現行の「公社運営の基本方向（2022-2025）」の期間が終了し、また、県において 2026 年度からの新たな茨城県総合計画（以下「総合計画」という。）が策定されたことに伴い、総合計画の計画期間との整合性を図る観点から見直しを行い、新たな基本方向（2026-2029）を策定するものである。

なお、この基本方向は県出資法人等指導監督基準第 6 に規定されている、中長期的な経営計画として取り扱うものとする。

【取組の方向】

- (1) 県が進める農林業施策の方針である「儲かる農林業」の実現に向け、その推進に寄与する機関として、公社における各種事業活動の安定性と継続性の保持に努める。
- (2) 本県農業の発展に貢献する公益社団法人として、県、市町村、JA グループをはじめ関係団体との適切な役割分担のもと事業活動の充実を図り、県民や会員に質の高いサービスを提供する。
- (3) 職員一人一人が知識と経験に基づき着実な事務執行に努めるとともに、経営感覚を高めより一層のコスト意識を持って業務の効率化に取り組み、健全な公社経営に努める。



第1項 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の推進

[現状と課題]

当社は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、農地中間管理事業（注1）及び農地売買等事業（注2）を実施し、市町村で策定された地域計画（注3）の実現に資するよう、関係機関と連携して担い手への農地の集積・集約化を推進している。

こうした中、農地中間管理事業が開始12年を経過し、農地中間管理権の契約更新手続きや基盤法等（注4）の一部改正に伴う貸借契約制度の変更に係る手続き、更には、遊休農地解消の取り組みや、未貸付農地の保安全管理などにより、増加傾向の事務量に対応するための体制整備が課題となっている。

（注1）農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「機構法」という。）に基づき農用地等の借受、貸付等を行う事業

（注2）農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に基づき農用地等の売買等を行う事業

（注3）基盤法に基づき市町村が策定する、その地域の農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた計画

（注4）農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

[基本方針]

- ・機構として農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化による生産性の向上に重点的に取り組む。
- ・地域計画の達成に資するよう農地中間管理事業及び農地売買等事業の推進を図る。
- ・県営土地改良事業等農業生産基盤整備事業の実施区域において担い手への農地の集積・集約化を推進する。

[目標・指標]

項目	現状(2024年)	目標(2029年)	備考
転貸面積 (ストック面積)	17,692ha	28,000ha	単年度転貸面積※ 5,000ha

※単年度転貸面積は、新規・再転貸・期間満了更新された面積の合計

[具体的方策]

① 関係機関と連携した農地中間管理事業の推進

- ・地域計画で農業を担う者に位置付けられた経営体（担い手等）を中心に農地の集積・集約化が図られるよう、県、市町村（農業委員会・農業公社を含む。）、土地改良区、農業関係団体等と連携し協議の場への参加や個別巡回を通じて農地中間管理事業を推進する。
- ・大規模経営体の実現を図るため、大規模経営（100ha超）を志向する経営体（担い手）に対して、市町村や県等と連携し、担い手相互の農地の交換（マッチング）などにより、農地の集積・集約化を推進する。
- ・農地中間管理権が期間満了を迎える農地について、市町村等と連携し契約更新の手続きを

着実に推進する。

- ・農地利用の効率化に寄与するため、市町村等と連携し、遊休農地解消対策事業や所有者不明農地制度の活用により、遊休農地の解消及び未然防止に取り組む。

② 農地売買等事業の推進（農地中間管理機構の特例事業）

- ・農業委員会等と連携し、規模縮小農家等から農地を買い入れ、担い手へ売り渡す農地売買事業を着実に実施し、より一層の農地流動化を推進する。

③ 組織体制強化

- ・農地中間管理事業の推進に伴う業務拡大に対応し、着実に農地の集積・集約化を図るため、事務処理体制の充実など組織の強化に努める。

第2項 新規就農者の確保・育成と儲かる経営体育成

[現状と課題]

当社は、茨城県新規就農相談センター(注5)として県からの委託を受け、農業担い手確保・育成のための事業を実施している。なかでも、新規就農相談のワンストップ窓口として、就農に関する情報発信、就農相談及び農業無料職業紹介事業(注6)など、オンラインも活用してきめ細やかな就農支援に関するサービスの提供に努めてきた。さらに、資質の高い農業者を育成するため、インターンシップを取り入れ、就農希望者と優れた指導力を備える先進農業者等を県域でマッチングする体制を整え、就農希望者の長期研修受入れを行ってきた。併せて、地域における就農支援体制の強化や研修生受入れの支援及び青年農業者育成のための助成事業を実施してきた。

また、儲かる経営体の育成として、国の補助事業で整備した農業用施設の調査や経営体の経営発展に向けた指導・助言、地域資源を活用した6次産業化等に取り組む農業者等へのプランナー(民間の専門家)の派遣、さらに農業生産基盤整備事業の実施にあたり市町村が策定する農地流動化計画等の業務受託や、担い手への農地の集積・集約化を推進するため農地の大区画化等を行う農地耕作条件改善事業等を行ってきた。

引き続き、本県における就農支援の活動拠点としての機能を発揮するとともに、儲かる経営体育成のため、地域資源を活用した付加価値創出に取り組む農業者等への支援や、農業生産基盤整備による担い手への農地の集積・集約化の取り組みを支援する必要がある。

(注5)県は、「農業経営基盤強化促進法」及び「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、県農業経営課就農・農業参入支援室及び公益社団法人茨城県農林振興公社を、「茨城県農業経営・就農支援センター」の業務を行う拠点として位置づけ、公社に「茨城県新規就農相談センター」を設置し、必要な業務を委託。

(注6)「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣が許可。

[基本方針]

- ・茨城県新規就農相談センターとして、就農希望者に対する相談や就農支援情報の提供などをワンストップで効果的に支援し、新規参入のほかUターン等の親元就農、雇用就農を促進する。
- ・新規就農希望者を先進農業者等とマッチングして長期研修を行い、研修後の就農に向け地域の関係機関や農業者と連携してサポートする体制を強化するとともに、青年農業者の資質向上のための活動を支援する。
- ・国の補助事業で農業用施設等を整備した市町村等への指導・助言、地域資源を活用した6次産業化等に取り組む農業者等への支援を行うとともに、農地の集積・集約化に取り組む市町村や担い手を支援する。

[具体的方策]

① 新規就農者の確保・育成

- ・県から受託し、専任の就農相談員を配置して、就農希望者に対する就農支援のワンストップ窓口機能の維持を図る。また、農業無料職業紹介事業を活用した就農相談活動を実施

するとともに、WEBサイトを活用した情報発信を行う。

- ・就農準備資金の研修機関として、就農希望者が先進農業者等で行う長期研修をマッチングし、就農に必要な技術・知識の習得を支援する。
- ・JA、市町村等の関係機関と農業者が連携した産地自らが行う就農サポートの取り組みを支援するとともに、青年農業者が経営発展のために行うプロジェクト活動・調査研究に対して助成を行う。

② 経営体の育成対策

- ・県事業の実施主体として、国の補助事業を活用して整備した農業用施設等の利活用状況調査や施設を利用する認定農業者等の経営発展に向けた指導・助言などを通じて、総合的な支援を実施する。

③ 6次産業化等の支援

- ・県から受託し「茨城地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置して、6次産業化等に関する相談対応やプランナーの派遣により、農山漁村の地域資源を活用した付加価値創出の取り組みを支援する。

④ 農業生産基盤整備事業による農地集積・集約化の取組支援

- ・土地改良事業実施予定市町村からの委託を受け、営農意向調査や集積計画図の作成等を行う、農地流動化計画策定業務等を実施する。
- ・地域計画に位置付けられた担い手の農地の大区画化や暗渠排水整備などを行う、農地耕作改善事業等を実施する。
- ・県、市町村等から「調査設計事業」を受託し、農業生産基盤整備事業を推進する。

⑤ 特定鉱害復旧事業の実施

- ・特定鉱害の指定法人（注7）として、石炭鉱害に起因する農地等の陥没を復旧するために事業対象自治体が行う、鉱害復旧事業を支援する。

（注7）旧臨時石炭鉱害復旧法に基づく指定法人

第3項 主要農作物等種子の安定供給と生産振興

[現状と課題]

当公社は、2020年4月に施行された「茨城県主要農作物等種子条例」(注8)及び「茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱」(注9)等に基づき、主要農作物等の種子の計画的な生産及び供給に取り組むとともに、県及び関係機関と連携した研修会の開催や種子審査への立会等を行い、優良種子の生産と種子事故の防止に努めている。加えて、米・麦・大豆・そば・落花生の生産振興や品質向上対策、産地化や消費宣伝に係る事業を実施している。

また、県内で使用する主要農作物の原種生産については、県から事業を受託し実施している。

主要農作物等の安定生産と高品質化を図るため、今後も長年にわたり構築してきた本県における種子生産供給体制の維持に努めるとともに、老朽化が進行している原種生産施設・機械設備の計画的な修繕・更新を図る必要がある。

(注8) 2018年の主要農作物種子法廃止を受け、本県の主要農作物等の種子の生産安定及び品質改善を図るため制定された条例

(注9) 主要農作物等の種子の生産と供給に係る事務の実施に必要な事項を定めた要綱

[基本方針]

- ・需要に基づく優良種子の生産及び安定供給を図り、生産性向上対策の一要素とされている種子更新率の向上に寄与する。
- ・米・麦・大豆・常陸秋そば・落花生の生産振興及び品質・収量の向上、さらに、各作物の産地化と消費宣伝を図る。
- ・各種子場JAにおける更なる種子生産技術の向上と品質の平準化を図るとともに、採種農家の維持・確保に取り組む。
- ・県の生産振興方針に基づき、高純度で高品質な原種生産に努める。

[具体的方策]

① 採種・振興対策

- ・各市町村穀物改良協会の種子更新計画や県の生産振興方針、国及び県の農業施策や需要動向の把握に努め、需要に応じた優良種子の計画生産に取り組む。
- ・種子価格については、従来どおりの価格形成手法に基づき全算入生産費から基本価格を算出するとともに、気候変動や物価高騰などの状況を踏まえ、適切な種子価格を設定する。
- ・種子更新率の向上対策については、県、関係機関と連携して啓発活動に取り組む。
- ・主要農作物の生産振興と品質・収量の向上を図るため、啓発資料や栽培暦の作成、共進会の開催など、優良な生産者や経営体の育成を支援する。
- ・種子の回転備蓄制度(注10)により、不作に備えた計画的な備蓄管理を行うとともに、関係機関と連携した備蓄種子の利用促進に取り組む。
- ・種子事故の未然防止対策として、基本技術の励行を徹底するための研修実施及び気候変動に対応した種子生産の栽培基準の見直しを県と連携して取り組むとともに、種子事故

に備えた事故補償積立制度を引き続き運用する。

- ・各種子場 JA に対し、地域の生産組織である「茨城県採種部会協議会」等を通じて生産技術の向上を図るための研修を随時実施するとともに、採種農家に対しては、品質向上や労働負担軽減に係る技術の情報提供を行う。

- ・各種子場の課題把握と関係機関との認識共有を図りつつ、優良種子の安定確保に向けた取り組みについて関係機関で協議を進め、併せて採種農家の維持・確保に取り組む。

(注 10) 前年に生産した種子を一定期間低温保管し、翌年の播種用として計画的に供給する仕組み

② 原種生産対策

- ・原種生産に当たっては、県の指導に基づく原種生産圃場の計画的な作付と徹底した異株除去、混種防止のための機械・施設の清掃、適切な栽培管理や適期収穫及び乾燥調製・保管管理に取り組む。

- ・高純度で高品質な原種生産を行うため、原種生産施設や機械設備の維持管理については、定期的に点検や修繕を実施し、作業時の故障を未然に防止するとともに、施設・機械設備の更新については県と協議を進めていく。

第4項 儲かる園芸産地の育成

[現状と課題]

当社は、収益性の高い園芸農家及び園芸産地の育成を図るため、県域生産組織（品目別振興対策協議会）の育成とその活動支援、農家や生産出荷団体に対する研修会や検討会の開催、最新情報の収集と提供、また、園芸品目の需要拡大の推進、県産野菜等の消費拡大等に県をはじめ、市町村、JA 等関係団体と連携して取り組んでいる。

また、メロンやいちご等の県オリジナル品種をはじめとした園芸種苗の生産と販売を行い、産地の維持発展と新産地育成に寄与している。さらに、農家経営の安定と生産基盤の強化を図るため野菜価格安定事業や果樹経営支援対策事業等及び果樹先導的支援事業の実施、環境保全事業として農業由来の使用済プラスチックの処理を行っている。

こうした中、県から委託されたオリジナル品種の生産計画を達成するためには、適切な体制整備について県との協議を継続的に行う必要がある。また、環境保全事業において、使用済みプラスチック排出量の動向を的確に把握し、園芸リサイクルセンターの安定的な運営を図る必要がある。

[基本方針]

- ・県域生産組織である「品目別振興対策協議会」等に対する組織力の強化を支援するとともに、収益性の向上に効果的な生産対策、近年懸念されている夏季高温対策、スマート農業導入、販売力の強化など農家経営の発展に向け、県や関係団体と連携、協力し支援する。
- ・県産野菜等消費拡大に向け、茨城をたべよう運動との連携や食育活動、県産農産物のブランド化による差別化および県内外への販路拡大について、関係機関と協力、連携し推進する。
- ・農家経営の安定と産地育成に貢献するため、県オリジナル品種など優良な園芸種苗を生産し安定的に供給する。
- ・農村環境の保全と施設園芸農家等の健全な発展に資するため、茨城県園芸リサイクルセンターを運営し、排出される農業由来の使用済プラスチックの適正な回収及び処理を推進する。

[具体的方策]

① 組織対策事業・生産対策事業

- ・県域生産組織である品目別振興対策協議会（梨、ぶどう、くり、いちご、かんしょ、トマト、キュウリ等の施設園芸、軟弱葉野菜を中心とした野菜養液栽培の7品目）を中心に、運営支援と活動の活発化を図る。
- ・任意組織や個別農家等に対して組織力の強化と収益性の向上、経営の安定に必要な各種情報収集・提供を行う。
- ・栽培環境モニタリング等のスマート農業の導入や県産農産物のブランド化による差別化および県内外への販路拡大の取り組みについて、情報収集と対象産地や組織への情報提

供を行い、関係機関と連携し研修会等を通じて支援する。

- ・果樹経営支援対策事業及び果樹先導的支援事業の実施主体となって、梨、くり、ぶどうなど県内果樹産地の生産基盤強化を図るため新改植や施設導入による生産性向上対策を推進する。
- ・県オリジナル品種ナシ「恵水」のトップブランド化を目指し、新しく品種登録された「ひたちP3号」も併せて、良質の苗木生産を推進し、生産拡大を図るとともに、県関係機関等と連携した販売力強化を図る。

② 流通対策事業

- ・「茨城をたべよう運動」と連携し、地産地消や食育活動を推進するとともに、県産野菜や果物に対する消費者の理解促進、県内外への認知度向上と消費拡大を図る。

③ 園芸種苗事業

- ・県からの委託により生産するメロン「イバラキング」、いちご「いばらキッス」等、野菜・花きの県オリジナル品種の種苗について、県関係機関と協力し、生産者団体等との合意形成を図りながら、需要に即した生産と安定供給が可能な体制整備を進める。また、改正された種苗法について引続き遵守していく。
- ・実需者ニーズに対応した園芸種苗の生産供給として、野菜・花き類の優良なセル成型苗を生産・販売し、園芸農家の経営安定化を図る。
- ・園芸種苗センターの施設及び機械設備について、県と連携し計画的に修繕を進める。

④ 野菜価格安定対策

- ・野菜農家の経営安定と消費者への安定供給に寄与するために国や県、生産団体と連携のもと野菜価格安定事業（県・国）を適正に運用する。

⑤ 環境保全事業

- ・農業由来の使用済プラスチックの処理を効果的に継続するため、適正処理とその普及・啓発に努め、茨城県園芸リサイクルセンターの安定的な運営を図る。
- ・老朽化している施設を安定的に稼働させるため、施設を適切に維持管理し、定期的な保守点検や修繕により故障の未然防止に努めるとともに、施設・機械設備の更新については、県と協議を進めていく。

第5項 森林の整備・保全と自然観察施設の管理

[現状と課題]

当社は、県内に約 1,100ha ある県有林の管理業務を県から受託するとともに、県が実施する治山、林道事業、及び市町村が実施する里山林整備事業等にかかる測量設計等の業務を実施している。

また、スギ、ヒノキなどの採種園管理業務を県林業技術センターから受託するなど、森林の整備・保全に資する事業を実施している。

今後も、森林・林業にかかる行政ニーズに的確に対応するとともに、収益事業の確保のため業務執行体制を整備し、県や市町村からの受託に努める必要がある。

このほか、当社は県の指定管理者として自然観察施設の管理運営業務を受託している。これまで公社が受託していた、県植物園及び県民の森等については、県による施設のリニューアルを契機に、令和7年度から指定管理者は民間事業者に移行したが、引き続き、水郷県民の森及び鳥獣センターについては指定管理者（令和6年度から令和10年度）として、利用者が自然に親しみながら学べる場となるよう、適切な管理運営に努める必要がある。

[基本方針]

- ・県や市町村が取り組む森林の整備・保全に貢献できるよう、県有林の管理業務を受託するとともに、森林コンサルタント業務を積極的に推進する。
- ・水郷県民の森及び鳥獣センターについては、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例や事業計画書に基づき、各施設の目的に則した管理運営を図る。

[具体的方策]

① 県有林の管理

- ・管理業務を県から受託し、適切に管理するとともに、必要な施業の提案等を行う。

② 森林コンサルタント事業

- ・県や市町村が実施する森林の整備・保全に関する事業について、積極的に情報収集するなどして受託事業の確保を図る。
- ・受託事業を着実に執行できるよう、技術研修やOJTなどにより職員の専門的な知識と技術の向上を図る。

③ 自然観察施設の管理運営

- ・毎年度作成し、県に提出する「指定管理業務に係る事業計画書」に基づき、自然観察施設の機能が発揮できるよう効率的な管理運営を図る。
- ・自然観察施設で実施する観察会や体験教室などについては、参加者の満足度が高まるよう内容を工夫するとともに、多くの参加が得られるよう積極的な情報発信に努める。
- ・施設の維持管理や普及啓発活動については、ボランティアの協力が不可欠であるため、その確保、連携に努める。

第6項 健全な公社経営

[現状と課題]

当公社は公益目的事業が全体の約 95%（経常費用ベース）を占める事業構成上、現行の事業活動について安定的かつ継続的に実施することを基本として、適切な組織体制や財源の確保に努め運営にあたっている。

こうした中、近年における資材価格や労働賃金の上昇、人口減に伴う労働人口の減少など社会情勢の変化は、今後の公社経営に影響を及ぼすことが懸念され、公社が引き続き質の高い効果的なサービスを安定的に提供するためには、公社のもつ人的及び物的資源を最大限に活用した事業推進と、デジタル技術の導入などによるコスト削減を意識した経営の効率化を進めることが重要である。それを実現するため、引き続き実務を担当する人材育成が不可欠であり、併せて健康で意欲を持って働ける環境づくりに努める必要がある。

[基本方針]

効果的かつ効率的な事業が執行できる組織体制の整備と人材育成を図り、活力ある組織づくりに努める。また、公社に対する行政ニーズに対応しつつ、各年度の経営収支の安定化を図り、持続可能な法人経営に努める。

[具体的方策]

① 組織体制及び組織運営管理

- ・公社が担う社会的機能及び役割を精査し、各部における適正な組織体制を見極めたうえで、安定した公社経営に必要な人員確保に努める。職員採用は退職者補充を基本としつつ、円滑な業務執行に資するため、必要に応じて前倒しての採用について県と協議する。
- ・常勤役員会及び各部次長等で構成する経営連絡会議において、業務進捗管理するとともに、課題や今後の進め方などを検討し、より効果的・効率的な事業推進に努める。
- ・事業の効率化に有効なシステムの導入やデジタル技術の活用を図る。
- ・安定的な財務基盤を維持するため、一定量の収益事業を確保するとともに、顧問会計士による定期的な収支管理状況の確認及び運営に関する助言を受け、公益法人会計基準に準拠した財務管理に努める。
- ・公社の事業内容や財務情報をホームページにて積極的に開示し、県民や会員等から信頼性の高い公社経営に努める。

② 人材育成及び働きやすい環境づくり

- ・業務の基礎知識を習得し、多様な業務に適用しうる柔軟で応用力のある人材を育成するため、県公社等連絡協議会など関係機関による研修参加や資格取得による職員の資質・技術向上に向けた取り組みを後押しする。
- ・コンプライアンスやリスク管理のほか働きやすい職場づくりに関する研修等を実施し、公社組織の活性化及び職員の意識向上を図る。
- ・長時間労働の是正、時差出勤や計画的な年次有給休暇等の取得推進など、ワーク・ライフ・バランスの促進を図り、健康で意欲を持って業務に取り組める環境づくりに努める。

【収支予算計画】

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
一般正味財産増減の部				
經常収益 (A)	7,647,497	7,041,668	7,497,435	7,953,486
基本財産運用益	166	167	167	167
特定資産運用益	26,766	27,013	27,064	27,116
受取会費	74,732	74,732	74,732	74,732
事業収益	5,928,222	5,308,172	5,749,772	6,191,372
受取補助金等	691,974	705,813	719,929	734,328
その他収益	925,637	925,771	925,771	925,771
經常費用 (B)	7,646,706	7,040,628	7,496,480	7,952,617
事業費	7,621,854	7,015,643	7,471,359	7,927,358
管理費	24,852	24,985	25,121	25,259
当期一般正味財産増減額 (C) (A) - (B)	791	1,040	955	869
一般正味財産期首残高 (D)	674,921	675,712	676,752	677,707
一般正味財産期末残高 (E) (C) + (D)	675,712	676,752	677,707	678,576
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額 (F)	0	0	0	0
指定正味財産期首残高 (J)	2,244,409	2,244,409	2,244,409	2,244,409
指定正味財産期末残高 (H) (F) + (J)	2,244,409	2,244,409	2,244,409	2,244,409
正味財産期末残高 (E) + (H)	2,920,121	2,921,161	2,922,116	2,922,985